

「放送のネット同時配信と NHK 受信料に関する見解」

鬼木 甫

概要： 放送の「ネット同時配信」の実現が近づき、その供給体制とりわけ NHK 受信料の取り扱いが問題になっている。背景の 1 つは、インターネットと同広告市場の成長にある。本稿は、この問題について筆者が SNS (Facebook) 上に随時表明した見解を再録するものである。

キーワード： 放送、インターネット、広告、放送同時並行配信、NHK、公共放送、受信料、ネット受信料、ネット配信アプリケーション

(2) 2017 年 4 月 7 日

テレビ番組の「インターネット常時同時配信」の実現が視界に入った。民放については当然の対応である。現状を放置すれば、テレビの広告収入がインターネットに流れて収入減になってしまう。民放の「同時配信」は、(広告)市場の力で否応なく進むだろう。

問題は公共放送 (NHK) で、「2019 年にも同時配信を始めるが、そのために受信料支払義務を (現在のテレビ受信機と同じく) インターネット端末にも適用したい」と考えているらしい。しかしこの方策は、インターネットの開放原則、無数かつ多様なインターネット端末の存在からして、技術的にも政治的にも実現不可能であろう。結局インターネット上での NHK 番組の「有料視聴」にならざるを得ない。その際 (テレビ放送と同様に) 番組全体を 1 個のパッケージとして有料化するのでは、NHK 加入者数が少なくなってしまう。したがって唯一の途は、「番組 (種別) ごとの有料視聴 (プラスある程度の広告導入)」である。その際災害放送や教育・福祉分野の放送について、何らかの形で公共サポートを考えることができるが、ニュース・芸能・スポーツ等は視聴する人が代価を支払うという「ふつうの形」になるだろう。

考えてみれば、現在の公共放送受信料制度には各種の美辞麗句が加えられているが、これほど不合理な存在も少ない。かりに政府が何らかの目的で特殊法人「ABC 出版協会」を作って大型雑誌を定期発行させ、「読書机を持っている国民すべてにその購入義務を課す」ことをすれば、強い反対が巻き起こるであろう。現在の「テレビ受信機を持つすべての世帯の受信料支払」の立前は、これと同種である。

インターネットという新しい技術に国民多数の経済的選択の力が加わって「映像コンテンツの需給が正常化」するのは、歓迎すべきことであろう。

(コメント： 2017年4月10日)

◆-----◆
小畑様 コメントありがとうございます。確かに端末（ハードウェア）でなく、「視聴アプリ」などソフトウェア・サービスに着目すれば、現在の「NHK・民放から成るテレビ放送サービスと受信料制度」を一括してインターネットに載せることは可能ですね。小生の「技術的に...実現不可能」は取り下げます。

その上のことですが、そのような「インターネット・テレビ放送（仮に放送Aと呼びます）」が有料（NHK インタネット受信料、受信料B）で提供されても、経済的には持続困難でしょう。（1）民放が受信料Bの一部を分け前として要求する。また民放は、無料広告インターネット放送（放送C）を同制度の外で実施するようになる（これを禁止することは不可能に近いでしょう）。（2）民放の視聴者も多くの場合放送Cを選ぶでしょう。（3）結局放送Aに残るのは、受信料Bを支払っても放送AのNHK部分を視聴することを選ぶ国民だけになります。これが国民の多数を占めれば、あるいはそのような結果を生ずるほどにNHKの番組内容が素晴らしければ何の問題もありません。NHKは、インターネット世界を自力で生きて行けることになります。問題はコンテンツ供給者であるNHKが、自身のコンテンツ力でなく、法律・政治の力を借りて存続することにあります。

(コメント： 2017年4月13日)

◆-----◆
池田様 コメントありがとうございます。NHKが、20年前に池田提案を受け入れる先見を持ち、インターネット放送を開始していたら、現在はBBCに比肩できるインターネット放送事業者になっていたことでしょう。

ところで今後民放がインターネット同時放送を開始し、視聴者（とくに若手の）がそちらに移行すれば、テレビ受信機の購入が減少し、その結果NHKの受信料収入も減少します。それが何年後になるか分かりませんが、NHKにとってインターネット上での収入確保が必須になります。NHKがこの事態を見越し、「映像供給上の実力」を高めることを望むものです。